# 環境影響評価準備書の審査書

<table>
<tr><td colspan="3">事業名</td><td>新郷村風力発電所</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業者名</td><td>SGET 新郷ウインドファーム合同会社</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業実施区域</td><td>青森県三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳周辺地域<br>対象事業実施区域：約385.0ha<br>改変面積：約8.18ha<br>〔内訳〕<br>・風力発電機（9基）：約2.92ha（1基当たり約0.32ha）<br>・管理用道路：約5.26ha<br>（風力発電機及び管理用道路の改変区域のうち5.44haは工事終了後に緑化）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業特性</td><td colspan="2">事業の内容</td><td>風力発電所設置事業（陸上）<br>発電所の出力<br>　最大18,000kW（2,000kW 級を最大9基設置）<br>発電機の概要<br>　・ブレード枚数：3枚<br>　・ローター直径：86m（予定）<br>　・ハブ高：78m（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の内容</td><td>(1)工事期間<br>建設工事 ：平成28年7月着工（予定）着工後15か月目完了<br>試験運転開始：平成29年11月（予定）着工後16か月目<br>営業運転開始：平成30年5月（予定）着工後23か月目<br>(2)土木基礎工事<br>風力発電機の基礎を建設するための造成工事を行う。土木基礎工事としては、取付け道路及び風力発電機組立用造成地の整地、風力発電機建設地における樹木伐採、基礎地盤の掘削工事などを行う。<br>(3)緑化に伴う植栽計画<br>改変面積約8.18haのうち、伐採面積約1.87haは工事終了後に種子吹付（木本混合）又は苗木植栽等による現状復旧を行い、また、その他の改変範囲については、現状の表土を戻し現状の植生回復を目指すという方針のもと、用地管理者と協議の上決定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測・評価結果<br>地域特性・環境保全</td><td rowspan="2">大気質</td><td>1. 現況</td><td>平成25 年度現在、青森県内には、10 の市町村に大気測定局が19 局（一般環境大気測定局15 局、自動車排出ガス測定局4 局）設置されている。また、秋田県内には、8 市に大気測定局が21 局（一般環境大気測定局17 局、自動車排出ガス測定局4 局）設置されているが、対象事業実施区域及びその周辺内には測定局は設置されていない。最寄りの各測定局の環境基準等の達成状況は、測定が行われている測定項目については、すべて達成している。</td></tr>
<tr><td>2. 環境保全措置</td><td>・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで、工事関係車両台数の低減を図る。<br>・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時台数を低減する。<br>・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、排気ガスの排出削減に努める。<br>・工事用資材等の運搬車両は、適正な積載量及び走行速度により運行するものとし、土砂粉じん等を低減するため、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。<br>・工事関係車両の出場時に、必要に応じて適宜タイヤ洗浄を行う。<br>・工事搬入路の散水を必要に応じて実施する。<br>・定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 全<br>措<br>置<br>・ | | 3. 予測・評価 | <窒素酸化物><br>工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物(二酸化窒素に変換)の寄与率は、予測地点で1.2%であり、上記の環境保全措置を講じることにより工事用資材等の搬出入に伴う窒素酸化物の影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。<br><粉じん等><br>工事用資材等の搬出入に伴う降下ばいじん量の予測結果は、最大3.0t/km2/月であり、上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入に伴う土砂粉じん等の影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 |
| | 騒音・超低周波音 | 1. 現況 | (1)環境騒音の状況<br>対象事業実施区域及びその周辺における環境騒音の状況について、青森県三戸郡新郷村、三戸町及び秋田県鹿角市において公表された測定結果はない。<br>(2)道路交通騒音の状況<br>道路交通騒音については、「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示第64号)に基づき、平成25年度は青森県の24地点、秋田県の47区間で騒音測定が実施されているが、対象事業実施区域及びその周辺に測定地点はない。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで、工事関係車両台数の低減を図る。<br>・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時台数を低減する。<br>・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通騒音の低減に努める。<br>・定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。<br>・風力発電機の配置位置を可能な限り住宅等から離隔する。<br>・風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音及び低周波音の原因となる異音等の発生を低減する。 |
| | | 3. 予測・評価 | ・予測地点における騒音レベルは現状に比べて3～4 デシベル増加すると予測するが、上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入に伴う騒音が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。<br>・上記の環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う将来の等価騒音レベルの増加分は、空気減衰年間平均時及び空気減衰最小時とも、昼間、夜間において0 デシベルであり、施設の稼働に伴い発生する騒音が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。<br>・将来のG 特性音圧レベルの増加分は予測地点で2～5 デシベルであるが、「建具のがたつきが始まるレベル」の閾値以下であり、風力発電機から発生する音圧レベルの寄与分は「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」の「気にならない」レベルを下回る。上記の環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う低周波音が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 |
| | 振動 | 1. 現況 | 対象事業実施区域及びその周辺における環境振動の状況について、新郷村、三戸町及び鹿角市において公表された測定結果はない。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで、工事関係車両台数の低減を図る。<br>・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時台数を低減する。<br>・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、道路交通振動の低減に努める。<br>・定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。 |
| | | 3. 予測・評価 | 工事用資材等の搬出入に伴う将来の振動レベルの増加分は、最大で土曜日昼間10 デシベルと予測するが、上記の環境保全措置を講じること、また、振動感覚閾値(通常、人が振動を感じ始めるレベルとされる55 デシベル)を下回ることから、工事用資材等の搬出入に伴う振動が周辺の生活環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 水質及び底質 | 1. 現況 | (1)公共用水域の水質<br>公共用水域の水質について、平成25年度に、青森県においては63河川、7湖沼、8海域の計78水域の195地点で、秋田県においては97河川、18湖沼、13海域の計128水系の113 地点で水質調査が実施されているが、対象事業実施区域及びその周辺における測定地点はない。なお、対象事業実施区域及びその周辺の最寄りの測定地点として五戸川の「戌橋」がある。五戸川の「戌橋」における、平成25年度の生活環境項目の水質測定結果は、測定項目のうち大腸菌群数について環境基準値の超過がみられた。<br>(2)地下水の水質<br>地下水の水質について、平成25 年度、青森県においては20本の井戸について概況調査が、38本の井戸について汚染井戸周辺地区調査が、114本の井戸について継続監視調査が実施されている。また、秋田県においては50本の井戸について概況調査が、36本の井戸で継続監視調査が実施されている。<br>対象事業実施区域及びその周辺における地下水の水質調査として、三戸町において継続監視調査が、鹿角市において概況調査が行われている。調査結果は、全ての井戸で全項目について環境基準に適合している。<br>(3)底質の状況<br>底質の状況として、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、河川、湖沼及び海域においてダイオキシン類モニタリング調査が行われている。平成25年度、青森県においては河川16地点、湖沼2地点、海域2地点の計20地点で調査が実施されている。また、秋田県においては河川11地点、湖沼2地点、海域4地点の計17地点で調査が実施されている。<br>なお、対象事業実施区域及びその周辺においてダイオキシン類モニタリング調査は実施されていない。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ・雨水の流末に設置する沈砂池は、風力発電機施設ヤードごとに設置する。<br>・作業ヤードは周囲の地形を利用しながら可能な限り伐採及び土地造成面積を小さくする。<br>・造成工事に当たっては、沈砂池工事を先行することで、降雨時における土砂の流出による濁水の発生を抑制する。<br>・風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等に関しては、必要に応じて土砂流出防止柵を設置し、土砂の流出を防止する。 |
| | | 3. 予測・評価 | 沈砂池から流出する濁水中の浮遊物質量は、降雨条件3.0mm/h で最大9.7mg/L、降雨条件30.0mm/h で最大33.9mg/L と予測する。なお、工事中の濁水による基準はないが、降雨時の調査結果(最大160mg/L)と比べても、十分小さい値である。<br>上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工に伴う工事中の排水が周辺水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 |
| | 地形及び地質 | 1. 現況 | 1. 地形の状況<br>対象事業実施区域の大部分は火山性山地の斜面に位置し、起伏量は小さい。また、周辺の地形として南側に山地、南東及び南西に台地が広がっている。<br>2. 地質の状況対象事業実施区域は、十和田火山噴出物が沈下凝灰あるいは沈下堆積した「降下テフラ・ローム」、「デイサイト質軽石凝灰岩(毛馬内火砕流)」、「デイサイト質軽石凝灰岩(八戸軽石流、大不動軽石流)」、「デイサイト質軽石」等からなっている。<br>3. 重要な地形・地質<br>対象事業実施区域及びその周辺における重要な地形・地質として、「日本の典型地形」((財)日本地図センター、平成11 年)に基づく地形の特徴を表している「典型地形」として、対象事業実施区域の一部に「迷ヶ平」(火砕流台地)が存在している。なお、「日本の地形レッドデータブック第1 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成12年)において選定された保存すべき地形は存在しない。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ・風力発電機の基礎周辺の掘削は最小限にとどめる。 |
| | | 3. 予測・評価 | 本事業においては、風力発電機の基礎周辺の掘削は最小限にとどめることとしており、大規模な地形の改変は生じず、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | その他（電波障害） | 1. 現況 | 電波法（昭和25 年法律第131 号）により、固定地点間の重要無線（890MHz 以上の電波）に対する電波通信業務障害防止区域内での建築事業の届出、調査、報告が義務づけられているが、対象事業実施区域周辺には防止区域は存在せず、同法に抵触するところはない。 |
| | | 2. 環境保全措置 | － |
| | | 3. 予測・評価 | 対象事業実施区域周辺においては、遮蔽障害、フラッター障害及び反射障害のいずれも生じる可能性は極めて低いため、環境保全措置は講じないこととし、稼働後に万が一にも本事業に伴い障害が生じた場合には、その状況に応じた適切な受信対策を施すこととする。 |
| | （猛禽類、バードストライク含む）動物 | 1. 現況 | 対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性のある種数は、哺乳類38種、鳥類145種、爬虫類7種、両生類13種、昆虫類339種、魚類31種及び底生動物9種である。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ＜工事の実施＞<br>・ 工事に際しては、低騒音型の建設機械を可能な限り使用する。<br>・ 対象事業実施区域内の搬入路を工事関係車両が通行する際は、動物が接触する事故を未然に防止するために充分に減速して通行することとする。<br>・ 風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う樹木の伐採や改変は、必要最小限にとどめる。また、作業ヤードとしての造成範囲は、必要最小限にとどめる。<br>・ 動物の生息環境の生育環境を保全するため、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限する。<br>・ 土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することにより、風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等の流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑え、動物の生息環境への影響を最小限にとどめる。<br>・ 造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行して実施する。<br>・ 定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。<br>＜土地又は工作物の存在及び供用＞<br>・ 動物の生息環境を保全するため、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限する。<br>・ 可能な限り送電線を地中埋設することで、鳥類等の移動経路を確保する。<br>・ 動物の生息環境の分断を低減するため、落下後の這い出しが難しいU 字溝の採用を可能な限り少なくする。<br>また、U 字溝を採用した場合はスロープを設置することにより、移動経路を確保する。<br>・ 夜間に鳥類や昆虫類が衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わないこととする。また、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する。 |
| | | 3. 予測・評価 | 上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種への影響は、現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。しかしながら、予測の一部に不確実性を伴うことから、事後調査を実施することとする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 植物 | 1. 現況 | (1)植物相<br>対象事業実施区域及びその周辺に生育する可能性のある植物は167 種である。<br>(2)植生<br>対象事業実施区域及びその周辺には、ブナクラス域代償植生であるブナーミズナラ群落、植林地・耕作地植生であるスギ・ヒノキ・サワラ植林、牧草地が広がり、チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、カスミザクラーコナラ群落、アカマツ植林などが見られる。<br>新郷村、三戸町において、「植物群落レッドデータ・ブック」により指定されている植<br>物群落は、三戸町の1箇所である。また、「第5回自然環境保全基礎調査－特定植物群落調査－」によると、対象事業実施区域周辺には特定植物群落の「迷ヶ岱のトチーサワグルミ林」、「十和利山のブナ林」及び「北野のシラカバ林」が分布している。<br>(3)巨樹・巨木林・天然記念物対象事業実施区域及びその周辺には、「第4 回自然環境保全基礎調査－日本の巨樹・巨木林－」に記載されている幹周300cm以上の巨樹・巨木林は存在しない。また、植物に関する天然記念物の指定状況は、新郷村において「水芭蕉の群生地」が村天然記念物に指定されている。「水芭蕉の群生地」の位置は、対象事業実施区域からはずれている。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ＜工事の実施＞<br>・ 地形等を十分に考慮し、改変面積を最小限にとどめる。<br>・ 風力発電機の設置及び搬入路の敷設に伴う樹木の伐採や改変は、必要最小限にとどめる。また、作業ヤードとしての造成範囲は、必要最小限にとどめる。<br>・ 造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を先行して実施する。<br>・ 現状の植生の早期回復を実施するため、土木工事の際には表土を一時的に仮置きし、工事後の施設の覆土として可能な限り再利用する。<br>・ 土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することにより、風力発電機や搬入路の建設の際に掘削される土砂等の流出を防止し、必要以上の土地の改変を抑え、植物の生育環境への影響を最小限にとどめる。<br>・ 定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。<br>＜土地又は工作物の存在及び供用＞<br>・ 植物の生育環境を保全するため、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限する。<br>・ 工事後は監視を定期的に実施し、特定外来生物が見つかった場合は適宜抜き取り等を実施する。 |
| | | 3. 予測・評価 | 上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響並びに施設の稼働後における重要な種への影響は、現時点において実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価する。 |
| | 生態系 | 1. 現況 | 対象事業実施区域及びその周辺は、森林環境であるスギ・ヒノキ・サワラ植林、ブナーミズナラ群落、チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、カスミザクラーコナラ群落、アカマツ植林、草地環境である「牧草地、ゴルフ場、飛行場」、ススキ群団、チマキザサ群落が主に分布している。これらのことから対象事業実施区域周辺の生態系は、森林環境及び草地環境を基盤として成立しているものと推測される。<br>スギ・ヒノキ・サワラ植林、ススキ群団等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはチョウ類やカミキリムシ等の草食性の昆虫類やノウサギ、カモシカ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類や、昆虫類を捕食するコウモリ類が存在する。第三次消費者としてはカラ類やキツツキ類等の鳥類、ネズミ類やニホンリス等の小型哺乳類、カエル類やニホンカナヘビ等の両生類・爬虫類が、第四次消費者としてはアオダイショウ、ヤマカガシ等のヘビ類が存在する。<br>さらに、これらを餌とする最上位の消費者としてオオタカ、フクロウ等の猛禽類やキツネ、テン等の中・大型哺乳類が存在する。<br>上位性の注目種：ノスリ<br>典型性の注目種：タヌキ<br>特殊性の注目種：なし |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 2. 環境保全措置 | 動物の項目に同じ。 |
| | | 3. 予測・評価 | 上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による地域を特徴づける生態系への一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲で回避、低減が図られていると評価する。 |
| | 景観 | 1. 現況 | 対象事業実施区域は青森県の南東部に位置し、山地・丘陵地および大地が広く占めており、林野を主体に畑や果樹園が展開している。また、奥羽山脈を源とする中小河川が多数あり、主なものとして二級河川の五戸川があげられる。本川は新郷村を南西から北東へゆるやかに流れ、その流域の平地には水田が開けている。<br>対象事業実施区域周辺に位置する十和利山(990.9m)は、十和田湖外輪山のひとつであり、山頂からは十和田湖や周辺の山々が一望できる。また、対象事業実施区域の西部は原生林と小沼が点在する迷ヶ平自然休養林であり、山菜の宝庫としても利用されている。<br>(1)主要な眺望点の分布及び概要<br>「道路環境影響評価の技術手法(平成24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所、平成25 年)の抽出基準を参考に、風力発電機を人の視野角1° で見込む範囲を景観の調査範囲の主要な眺望点を選定した。選定した主要な眺望点は「上大石神ピラミッド」、「間木ノ平グリーンパーク」、「水芭蕉の群生地」、「迷ヶ平」、「十和利山」、「国道454 号」及び「大黒森」である。<br>(2)景観資源<br>「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は37 地点あった。<br>なお、対象事業実施区域周辺において、「自然公園法」(昭和32 年法律第161号)に基づく自然公園として、「十和田八幡平国立公園」が指定されているものの、対象事業実施区域は国立公園の範囲外である。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ・風力発電機の色彩については、周辺景観との調和を図るため、明灰色(タワーRAL7047 相当色、ブレードRAL7035 相当色)に塗装する。<br>・付帯する送電線については可能な限り埋設とする。<br>・樹木の伐採を限定し、改変面積を最小化するとともに、法面等に種子吹付けを行うことにより修景を図る。 |
| | | 3. 予測・評価 | 上記の環境保全措置を講じることにより、主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内で影響を低減していると評価する。 |
| | | 1. 現況 | 対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場として、「大石神ピラミッド」、「間木ノ平グリーンパーク」及び「水芭蕉の群生地」があげられる。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 2. 環境保全措置 | (1)工事用資材等の搬出入<br>・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで、工事関係車両台数の低減を図る。<br>・工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時台数を低減する。<br>・工事に伴い発生した残土は、構内敷均、ヤード部の盛土の補修等に使用することで、残土の発生量を抑制し、土砂の搬出に係る工事関係車両台数を低減する。<br>・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底するとともに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用者をみかけた際には、減速するものとする。<br>・定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。<br>(2)地形改変及び施設の存在<br>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の機能を損なわないよう、事業の実施に伴う土地の改変は最小限にとどめると共に、風力発電機は主要な人と自然との触れ合いの活動の場から可能な限り離隔する。<br>・土木工事の際には表土を工事後の施設の覆土として再利用することで、現状の植生の早期回復に努める。さらに、造成により生じた法面は、極力早期に在来種を用いた修景緑化を行うものとする。<br>・風力発電機の色彩については、周辺環境との調和を図る色彩とする。 |
| | | 3. 予測・評価 | 環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入、地形改変及び施設の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。 |
| | 廃棄物等 | 1. 現況 | 1. 一般廃棄物処理の状況<br>平成25年度におけるごみ総排出量は、新郷村で651t、三戸町で4,354t、鹿角市で<br>14,337tである。<br>2. 産業廃棄物処理の状況<br>対象事業実施区域を中心とした半径50kmの範囲の市町村における中間処理業者数は178件、最終処分業者数は9件である。 |
| | | 2. 環境保全措置 | ・工事に伴い発生する廃棄物は、可能な限り有効利用し、処分量の削減に努める。<br>・産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45 年法律第137号)に基づき、適正に処理する。<br>・地形等を十分考慮し、用地管理者等との協議の上、改変面積を最小限にとどめる。<br>・工事に伴い発生した残土は、構内敷均、ヤード部の盛土の補修等に使用することで、残土の発生を抑制する。<br>・場外に搬出する残土は、専門処理業者に委託の上、適正に処理する。 |
| | | 3. 予測・評価 | 上記の環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。 |
| | | 1. 現況 | — |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 温室効果ガス等 | 2. 環境保全措置 | (1)工事用資材等の搬出入<br>・工事関係者の通勤においては、乗り合いを促進することで、工事関係車両台数の低減を図る。<br>・工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、二酸化炭素の排出削減に努める。<br>・定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。<br>(2)建設機械の稼働<br>・適切な点検・整備により建設機械等の性能維持に努める。<br>・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。<br>・工事に当たっては作業の効率化を図り、建設機械の稼働台数削減に努める。<br>・定期的に会議を行い、環境保全措置の内容について工事関係者に周知徹底する。<br>(3)施設の稼働<br>・風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努める。 |
| | | 3. 予測・評価 | 上記の環境保全措置を講じることにより、工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量は実行可能な範囲内で低減されるものと評価し、施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出削減効果は十分に確保されるものと評価する。 |
| 事後調査 | | | 〇動物に係る事後調査（地形改変及び施設の存在・施設の稼働）<br>調査項目：バードストライクに関する調査<br>〇生態系に係る事後調査（地形改変及び施設の存在・施設の稼働）<br>調査項目：バードストライクに関する調査 |
| その他特記事項 | | | 方法書経過措置案件 |
| 住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見 | | | 住民意見の概要及び事業者見解：平成27年度第11回風力部会資料 2-2-2参照<br>関係都道府県知事意見：資料 2-4-3参照<br>環境大臣意見：資料 2-4-4参照 |
| 審査結果 | | | 環境審査顧問会風力部会の意見を聞いた上で、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための意見を記載。 |
| 備考 | | | 本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。 |